

長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 条例第15条の広域連合長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものを視聴又は複写したものの交付
 - (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、実施機関は、当該電磁的

記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

第8条第1項ただし書きを削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分			金額
複製機により用紙に複製したもの (日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に限る。)	モノクロ		1枚(片面)につき10円
	カラー		1枚(片面)につき50円
電磁的記録の複製によるもの	光ディスク	CD-R(700MB)	1枚につき100円
		DVD-R(4.7GB)	1枚につき120円
	その他の電磁的媒体		実費を勘案し広域連合長が定める額
写しの送付に関する費用			郵送又は信書便による送付に要する費用に相当する額

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画又は写真については、片面を1枚として算定する。

附 則（令和5年3月23日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。